

平成26年度 市税改正のあらまし

平成26年度地方税法等の主な改正

個人住民税

個人市民税における給与所得控除の見直し（平成29年度分・30年度分以降から適用）
給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を次のとおり見直します。

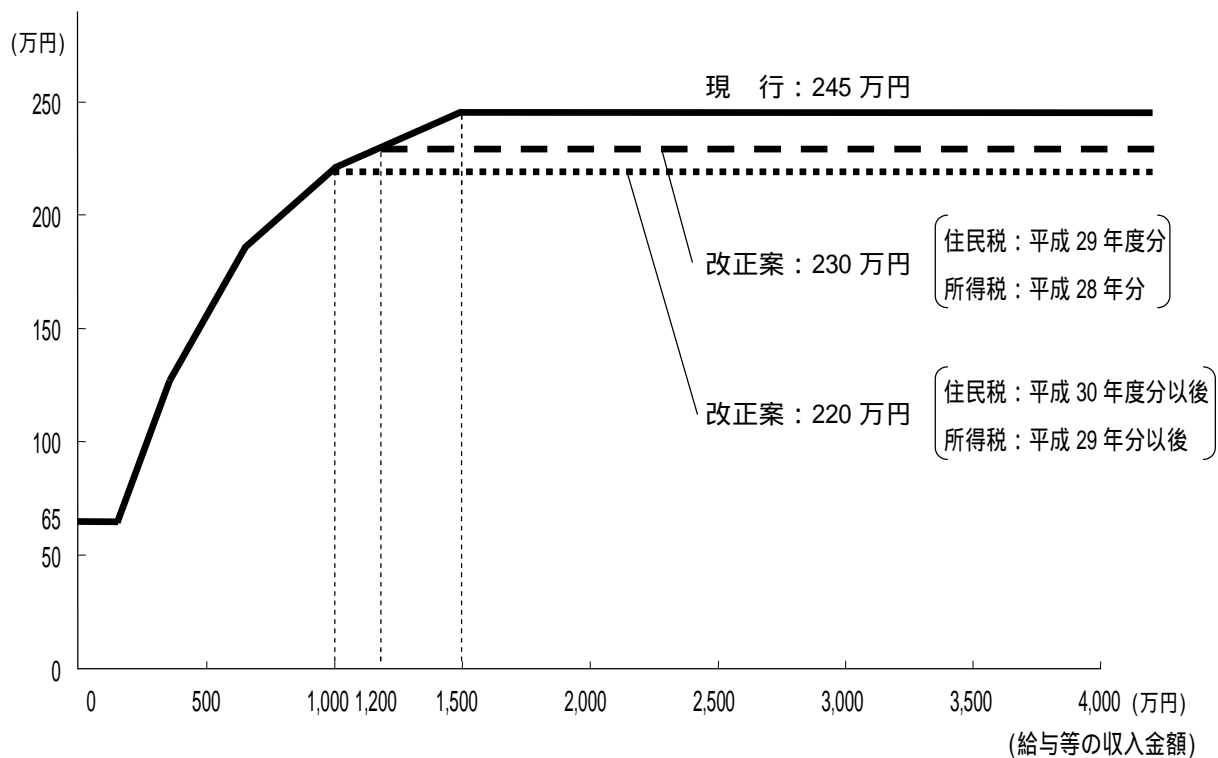
	現 行	改正後	
		平成29年度分 (注1)	平成30年度分以後 (注2)
上限額が適用される 給与等の収入金額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限 額	245万円	230万円	220万円

注1 所得税については、平成28年分について適用

注2 所得税については、平成29年分以後について適用

給与所得控除見直しの概要

(給与所得控除額)



法人住民税

法人住民税の一部国税化（平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

地方自治体間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税の原資とされます。このため、法人住民税法人税割の税率を次のとおり引き下げます。

（１）法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおり引き下げます。

	現 行		改正後		引下げ分 計 4.4 %
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	
市民税	12.3 %	14.7 %	9.7 %	12.1 %	2.6 %
県民税	5.0 %	6.0 %	3.2 %	4.2 %	1.8 %

本市の法人市民税法人税割の税率

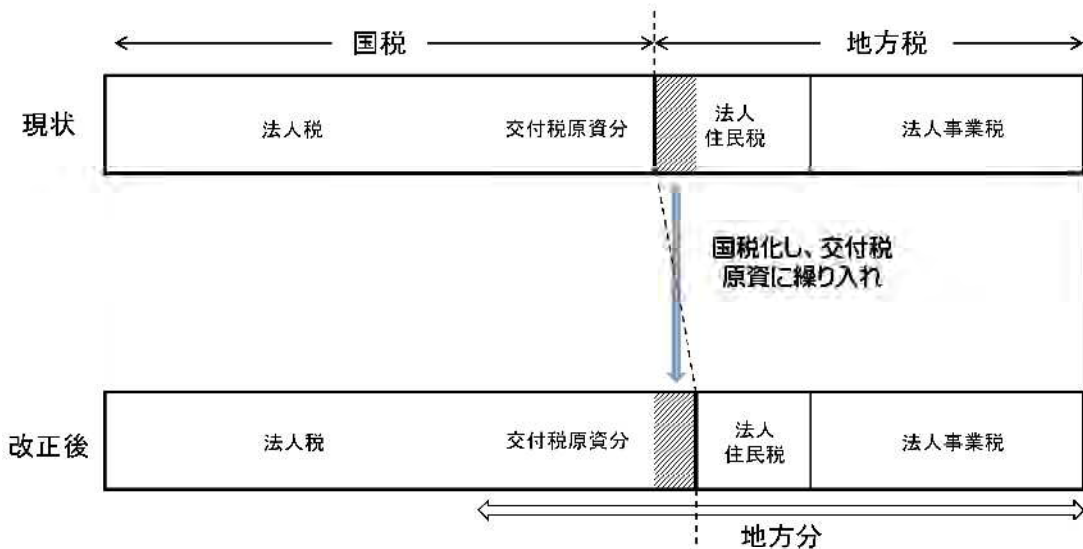
資本金等の額による区分	現 行	2.6 %引下げ後
10 億円以上の法人	14.7 %	12.1 %
5 億円以上 10 億円未満の法人	13.5 %	10.9 %
5 億円未満の法人等	12.3 %	9.7 %

（２）地方法人税(国税)の創設

法人住民税法人税割の税率引下げ分を地方交付税の原資とするための地方法人税(国税)が創設されます。

- ・課税標準：法人税額
- ・税 率：4.4 % (市民税引下げ分 2.6 %、県民税引下げ分 1.8 %)

法人住民税の一部国税化の概要



軽自動車税

軽自動車税の見直し（平成27年度分から適用）

自動車関係税制の見直しによる市財政への影響に対する補てん措置を講ずるとともに、軽自動車税の負担水準の適正化を図るため、軽自動車税を見直します。

（1）四輪以上及び三輪の軽自動車に係る税率

標準税率を次のとおり見直します。

区 分			現 行	改正後 (注1)	重課税率(注2)	
					現 行	改正後
四輪以上	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	制度なし	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円		8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円		6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円		4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円		4,600 円

注1 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから適用

注2 最初の新規検査から13年を経過したものについて、平成28年度分から適用

（2）原動機付自転車及び二輪車に係る税率

標準税率を次のとおり見直します。

区 分		現 行	改正後 (注3)
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc 超 250cc 以下)		2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車(250cc 超)		4,000 円	6,000 円

注3 平成27年度分以後について適用